公共工事を受注される建設業者の皆様へ

西川町総務課財政係

建設工事入札における入札金額内訳書の提出について〔お知らせ〕

建設業法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 55 号)により、公共工事の入札及び契約の 適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。)が改正 され、建設業者は、公共工事の入札に係る申し込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳 を記載した書類を提出するものとされました。(入札契約適正化法第 12 条)。

つきましては、下記のとおり入札書提出の際に入札金額の内訳書(以下「内訳書」という。)の 提出を求めることといたしますので、事務手続きに遺漏のないようお願いします。

記

1. 内訳書の提出が必要な工事

指名競争入札により実施される建設工事のうち、平成28年4月1日以降に指名通知を行う案件から適用する。

- 2.提出方法 第1回入札時、入札書と内訳書を同封して提出(ホチキス綴じ) <u>直ちに行う再度入札(2回目以降)の場合は、内訳書の提出不要</u>
- 3.内訳書の書き方
 - (1) 様式

内訳書の様式は任意になるが、別紙参考様式を活用し添付してもらう。 (町HPよりダウンロード可)

(2) 日付、宛名、入札者及び工事名

日 付 : 入札日を記載

宛 名 : 「西川町長

入札者 : 入札書のとおり記載、押印(代表者印)

押印が無い場合は入札無効となる。

工事名: 入札通知書のとおり記載すること。工事名が確認できない場合は、入札無

効となる。

(3) 記載金額

直接工事費内訳、直接工事費合計(A) 共通仮設費合計(B) 現場管理費(C) 一般管理

費(D)および工事価格(入札価格)を以下のとおり記載すること。

内訳書全体について

金額(円)は、消費税および地方消費税相当額を含まない。値引き額(マイナス数字)での調整は行わないこと。

「直接工事費内訳」欄について(「直接工事費内訳の記載例」参照。)

入札案件ごとに工種等が異なるので、各工事の設計書に書かれている直接工事費の内訳のとおり記載すること。

「直接工事費合計」欄について

直接工事費内訳各項目金額の合計額を記載すること。

「工事価格(入札価格)」欄について

直接工事費(A) 共通仮設費合計(B) 現場管理費(C)および一般管理費等(D) の合計額とし、必ず入札書の金額(入札金額)と一致させること。入札金額と一致しない場合は入札無効となる。

4. 内訳書の取扱い

(1) 未提出又は未提出と同等と認められる場合並びに記載すべき事項が欠けている場合は、その者がした入札を原則として無効とする。

未提出又は未提出と同等と認められる場合の例

内訳書に押印のない場合。(印鑑は代表者印)

内訳書の全部又は一部が提出されていない場合。

内訳書と関係のない書類が提出された場合。

他の工事の内訳書が提出された場合。

内訳書として提出された書類が白紙の場合。

内訳書が特定できない場合。

記載すべき事項が欠けている場合の例

総額の記載のみで内訳の記載が全部又は一部がない場合。

工事名、履行場所、業者名又は代表者名が未記入の場合。

仕様書又は関係書類により明示した項目を満たしていない場合。

(2) 記載事項に誤りがある場合は、その者がした入札を原則として無効とする。

記載すべき事項に誤りがある場合の例

工事名、履行場所、業者名又は代表者名に誤りがある場合。

工事内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合。

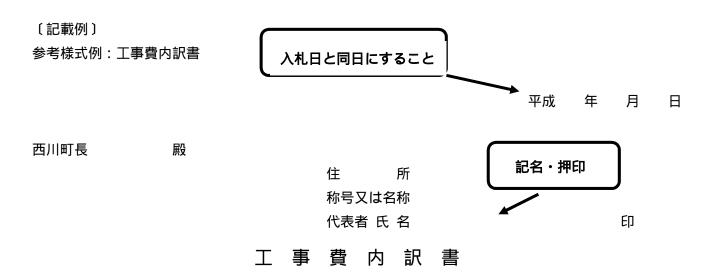
内訳書の計算が間違っている場合。

(3) 内訳書の確認時において、提出された内訳書の内容に疑義がある場合は、入札参加者に説明を求め、根拠ある説明が得られない場合は、入札を取りやめる場合がある。

疑義がある場合の例

他の業者の内訳書が添付されている場合。

他の入札者が作成した内訳書の全部又は一部を明らかに使用していると認められる場合。その他談合が推測される記載等がある場合。



工事名	事業	道路改良工事

工 種 等	金額 (円)
道路改良	A
±Ι	а
法面工	b
擁壁工	С
雑工	d
直接工事費	A(a+b+c+d)
共通仮設費計	В
現場管理費	С
一般管理費	D
工事価格	A + B + C + D

入札書の金額と同額とする